

番号	5
事務・事業の名称	学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定による届出に関する事務で同項第 3 号に掲げる場合（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る変更の場合に限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	特定広域団体が学校教育法施行令第 26 条第 1 項の規定による文部科学大臣への学則の変更（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人の設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係るものに限る。）の届出に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、当該学則の変更については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 5 条第 1 項に規定する届出の対象となる「学則の変更」から除外することとし、文部科学大臣への届出を不要とする。
関係省庁	文部科学省、厚生労働省